

特 別 決 議

日本国憲法が昭和 22 年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

平成 28 年の参議院選挙では、「一票の格差」是正に関する最高裁判所の判決を受けて、憲政史上初めて、県をまたがって 1 つの選挙区とする「合区」のもとで選挙を戦った。その結果、鳥取県は全国で唯一県代表を送り出すことができない県となった。

地方創生を進めるためには、地方の声を国政に届けることが重要であり、歴史的にも文化的にも社会的にも重要な役割を果たしてきた都道府県という単位を基本として、参議院選挙を行うことが必須である。

平成 30 年の公職選挙法の改正により、比例代表選挙において「特定枠」を設け、各県の代表を選出することができることとされたが、参議院議員選挙において「合区」制度のもとでの選挙について、投票率の低下等、合区選挙区、そして比例代表特定枠、それぞれの選挙制度の歪さが顕著になった。本来、選挙制度はより多くの方々に関心を持っていただく制度であるべきところ、合区によって「真逆の状況」を引き起こしていることは、我が国の「民主主義の根幹」を揺るがす重大な問題である。

わが鳥取県連は、眞の地方創生の実現に資するよう、参議院の選挙区選挙の単位を都道府県とし、各県から最低でも 1 人の代表が選出できる制度の導入を確実なものとするよう議論をまとめ、最終的には、憲法を改正することが必要であるとの認識のもと、政治に対する信頼を確保し、全国民の理解を得て、憲法改正の実質的な議論を早期に進めるよう、強く要請する。

令和 6 年 7 月 27 日

第 69 回自由民主党鳥取県支部連合会定期大会